

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成30年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 65,882 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,457,635 千円

（単位：千円）

区分		平成30年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	328,406	227,403	4,000	97,003	36,622
	高齢者福祉	57,774	3,091	19,086	35,597	
	児童福祉	619,213	306,532	58,029	254,652	
	母子福祉	61,902	11,489	34,889	15,524	
	（小計）	1,067,295	548,515	116,004	402,776	
社会保険	国民健康保険事業	65,062	36,884		28,178	22,395
	介護保険事業	102,917			102,917	
	後期高齢者医療事業	137,899	22,692		115,207	
	（小計）	305,878	59,576	0	246,302	
保健衛生	疾病予防	44,092	651	4,991	38,450	6,865
	母子保健	13,965	3,290	29	10,646	
	医療	26,405			26,405	
	（小計）	84,462	3,941	5,020	75,501	
合計		1,457,635	612,032	121,024	724,579	65,882

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成30年度予算額（160,000千円）の17分の7の額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。